

川越市競争入札等参加者心得

(令和2年3月25日決裁)

(趣旨)

第1条 川越市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入その他の契約の一般競争入札及び指名競争入札の参加者が守らなければならない事項は、関係法令及び別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(競争入札参加の制限)

第2条 競争入札の参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札又は指名競争入札の参加資格はこれを取り消すものとする。

第3条 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止又は川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者は、措置された期間、競争入札に参加することができない。

第4条 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、本市から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けた場合は、その入札参加又は指名を取り消すものとする。

2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、国又は他の公共団体から入札参加停止等を受けた場合は、その入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

(入札)

第5条 入札参加者は、川越市契約規則、川越市建設工事等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市建設工事請負契約約款、川越市委託契約約款、図面、仕様書（現場説明を行うものについては、現場説明書及びそれに対する質問回答書を含む。）、入札参加資格者の遵守事項及び公告又は指名通知書の記載事項並びに現場を熟知の上入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札は、公告又は指名通知書で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者は、入札に参加できない。

3 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、入札箱に投函しなければならない。

4 入札は、入札者の見積もった金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額により行うものとする。ただし、単価によるべきことが指示された場合においては、その指示によるものとする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

7 入札者は、1社について1名限りとし、入札室に立ち入る者も原則として同様とする。

(入札の辞退)

第6条 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が連合し、又は入札の妨害、不正行為等が行われ、入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を中止することができる。

2 入札において初度の入札又は再度入札の入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を中止することができる。

3 入札において、当該入札に疑義があり、公正な入札執行ができないと認められるときは、当該入札の執行を中止することができる。

4 入札の執行に際して、やむを得ない事由が生じたときは、その執行を中止することがある。

(談合情報への対応)

第10条 入札参加者の談合等の不正行為に関する情報があった場合、川越市談合情報対応要領により処理するものとする。

(開札)

第11条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- (4) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- (5) 工事名、工事場所その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (8) 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- (9) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他入札の条件に違反した入札

(入札書等の取扱い)

第13条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争入札等参加者が連合する、不穩の行動をする等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第14条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者）とする。

- 2 総合評価方式による入札を適用した場合においては、前項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札者を決定したときは、その場において発表するものとする。
- 4 最低制限価格を設けない場合に、予定価格に比して著しく低い価格での入札があったときは、当該契約内容に適合した履行が担保されることを確認の上、落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第15条 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第16条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。
- 3 入札の回数については、3回を限度とする。この場合において、3回の入札執行後落札者のない場合は、これを不調とし、再度公告又は指名業者の組み替えによる入札を行い、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の定めるところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、予定価格又は最低制限価格を事前公表した場合の入札の回数については1回とする。この場合において、入札執行後落札者のない場合は、これを不調とし、再度公告又は指名業者の組み替えによる入札を行う。

（契約書等の提出）

第17条 落札者は、交付された契約書（案）に記名押印するとともに、契約書に定める保証を付して、落札決定の通知を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、正当な理由により市長の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約の締結に応じないときは、落札はその効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 4 落札者は、契約書以外の契約に必要な書類（工程表、現場代理人届等）を契約締結後14日以内に工事等発注主管課へ提出しなければならない。
- 5 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことができる。
 - (1) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
 - (2) 落札者が本市から入札参加停止の措置を受けたとき。
 - (3) 落札者が本市から入札参加除外の措置を受けたとき。
 - (4) 落札者が契約の相手方として不相当であると認められるとき。

（契約の確定）

第18条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（市議会の議決を要する契約）

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

（異議の申立）

第20条 入札参加者は、入札後この心得、契約書（案）、図面、仕様書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第21条 入札参加者は、その入札に当たり、入札金額内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を提出しなければならない。

第22条 第1条から第14条まで、第16条第3項及び第17条から第20条までの規定は、随意契約について準用する。

第23条 一般競争入札の公告は、原則として木曜日に行うものとする。

第24条 この心得に定める事項のうち電子入札（インターネットを使用して入札を行うものをいう。）について必要な事項は、川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び川越市電子入札運用基準によるものとする。

（注）この心得は、令和2年4月1日以降の入札から適用する。